

在宅医療における「局所陰圧閉鎖療法」の適正使用に係る適正使用指針の策定について
(追記・修正のご連絡)

一般社団法人 日本形成外科学会
理事長 貴志 和生

上記に対して、日本形成外科学会として、在宅医療における「局所陰圧閉鎖療法」の適正使用に関して検討し、下記の適正使用指針に追記・修正を致しました。

<適応>

外傷性裂開創（一次閉鎖が不可能なもの）

外科手術後離開創・開放創

四肢切断端開放創

デブリードマン後皮膚欠損創

<禁忌>

悪性腫瘍がある創傷

臓器と交通している瘻孔、及び未検査の瘻孔がある創傷

陰圧を付加することによって瘻孔が難治化する可能性のある創傷（髄液瘻や消化管瘻、肺瘻など）

痂皮を伴う壊死組織を除去していない創傷

<実施者要件>

医師又は訪問看護ステーション等の看護師等（創傷管理関連の特定行為研修を修了したもの、もしくは日本看護協会が定める皮膚・排泄ケアに関する認定看護師教育課程を修了した者に限る）

日本在宅医療連合学会の認定教育制度を修了した者

<実施に関する留意事項>

訪問看護ステーション等の看護師等（創傷管理関連の特定行為研修を修了したもの若しくは日本在宅医療連合学会の認定教育制度を修了した者に限る）が当該材料を使用して処置を実施する場合には、創傷治療および陰圧閉鎖療法の十分な経験のある医師（形成外科専門医等）の指示の下で実施し、当該医師と十分な連携を図ること